

# 令和8年度フィールドパビリオン食材流通拡大促進事業に係る業務委託仕様書

## 1 目的

大阪・関西万博を契機とした兵庫県の認知度向上を好機と捉え、全国展開する飲食店等において、フィールドパビリオン（以下「FP」という。）関連の県産農林水産物を活用したグルメフェア等を開催し、全国に向けた県産食材の認知度向上を図る。また、万博のSDGs概念を踏まえ、県産食材の規格外品等をグルメフェア等で活用するための商品開発を行う。

## 2 事業主体

ひょうごの美味し風土拡大協議会

## 3 名称

令和8年度フィールドパビリオン食材流通拡大促進業務委託

## 4 委託する業務の内容

受託者は、下記の(1)、(2)及び(3)に掲げる業務を自らもしくは他者と連携して行うとともに、その結果を(4)により報告するものとする。

### (1) 県産食材グルメフェアの開催業務

ア 令和8年度内に2回（1回につき1か月程度）開催すること。

イ 全国に展開する飲食チェーン2社以上において、それぞれ20店舗以上で開催すること

ウ フェアでは、FP関連の県産食材（別紙1に示す食材。以下「FP食材」という。）を2種類以上使用するとともに、その他の県産食材も積極的に活用すること。

エ フェアの名称は、県産食材を使用した料理が提供されていることがわかる名称とすること。

### (2) 県産食材グルメフェアに係る広報業務

ア (1)に掲げる県産食材グルメフェアについて、プレスリリース、HPやSNSを用いた情報発信を行うとともに、効果的な広報に努めること。

イ FP食材を中心とした県産食材の特長及び本県と連携して開催していることを来店者等に端的に説明できる広報物を作成するとともに、フェア開催前や開催期間中には店内外での掲示や配布を行うこと。

### (3) 規格外品等活用のための商品開発支援業務

ア 生産者や生産者を取りまとめる団体及び加工事業者（以下「生産者等」という。）に対して、規格外野菜や未利用魚等（以下「規格外品等」という。）の発生状況等の調査を、10品目以上を目安に行うこと。

イ SDGsに配慮した商品（規格外品等のこれまで廃棄していた農林水産物を用いて開発した商品）に関するニーズや内容等の調査を、5事業者以上（首都圏や関西圏の実需者を含む）を目途として行うこと。

ウ 上記ア、イの調査結果を踏まえ、規格外品等の提供や一次加工などに対応可能な生産者等を選定し、協議会の承諾を得たうえで、取引先の選定等

の調整を行うとともに、当該取引先における商品開発や販売戦略の検討をフォローすること。

#### (4) 実績資料の提出

実績資料は、上記の(1)から(3)の業務が完了次第、次のことをとりまとめのうえ、速やかに提出すること。

ア 県産食材グルメフェアに関するもの

- (ア) 広報物（紙媒体、プレスリリース等）の PDF データ
- (イ) 広報物の設置状況や開催状況を撮影・記録した写真
- (ウ) 事業目的の達成度合いが分かる指標及び来店者の反応

イ 規格外品等活用のための商品開発支援に関するもの

- (ア) 規格外品に関する現状把握の結果
- (イ) 実需者へのニーズ調査の結果
- (ウ) 規格外品等を用いた商品開発や販売に係る戦略

#### (5) その他

上記(1)から(4)の詳細については、別紙2のとおり

### 5 委託料

本業務の委託料の対象は、上記(1)、(2)及び(3)に要する費用とする。ただし、受託者自身が運営する飲食チェーンでフェアを開催する場合は、(1)に要する費用（食材の調達やメニュー開発に要する費用を含む）は対象外とする。

### 6 委託期間

令和8年 月 日（ ）～令和9年3月19日（金）

### 7 その他

- (1) 委託期間中は、業務の進捗状況等について協議会と常に情報共有を図ること。
- (2) 本仕様書に明示がない事項については、その都度、協議会と協議の上、決定すること。

## ひょうごフィールドパビリオン食材 一覧

農産物	野菜全般 ※	さんしょう
		淡路島たまねぎ
		山田錦
		丹波黒大豆
		コウノトリ育むお米
		丹波栗
		丹波大納言小豆
		たじまピーマン
		黒大豆枝豆
		北播磨のもち麦キラリモチ
	果物全般 ※	兵庫県産いちご
畜産物	神戸ビーフ	
	黒田庄和牛	
	但馬牛	
	播州百日どり	
水産物	水産物全般 ※	明石鯛
		明石だこ
		播磨灘産カキ
		兵庫県産しらす
その他	日本酒	
	ひめじプレミアムBEER	
	オリーブオイル	

令和8年度フィールドパビリオン食材流通拡大促進事業に係る  
業務委託内容の詳細

## 内容

項目	詳細
(1) 県産食材グルメフェアの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用食材の決定にあたっては、協議会の了解を得ること。なお、その産地が偏らないことが望ましい。</li> <li>・フェアの効果等を計るアンケートを実施するとともに、回答数を向上させるために工夫(プレゼントキャンペーンの実施等) すること。</li> <li>・実施時期は、準備期間や既存フェアの開催時期等や協議会の希望を総合的に勘案して決定すること。</li> </ul>
(2) 県産食材グルメフェアに係る広報業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信としてプレスリリースを行う場合は、その日時や内容は委託者と協議すること。</li> <li>・広報物の印刷及び送付は、受託者もしくはフェアを開催する飲食チェーンの運営会社が行うこと。なお、広報物の納期は、フェアの広報に効果的な日数を確保できるよう余裕をもって設定すること。</li> <li>・印刷の数量は、広報に効果的な数とすること。</li> </ul>
(3) 規格外品等活用のための商品開発支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会から特定の規格外品等の調査の指示があった場合は対応すること。</li> <li>・協議会事務局員が調査先を指定することや調査に同行することがあり、その場合は必要な調整を行うこと。</li> <li>・商品開発とは「販売可能な品質のものを試作」することとし、業務期間内に「販売に至ること」は必須ではないものとする。</li> </ul>
(4) 実績資料の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催状況の記録については、開催中の店内の様子のほか、広報物を来店者が目にしている様子や食材フェアの料理を注文している場面など、事業目的(県産食材の認知度向上)の達成が分かるものが望ましい。</li> <li>・来店者の反応については、アンケートなどにより把握することとし、より多くの回答が得られるよう工夫すること。</li> <li>・業務の過程で把握した各生産地の規格外品等の発生状況などの現状は、その割合や損失などとともに、今後の活用方法を提案すること。</li> <li>・実需者の意見は、アンケート等も用いつつ、分かりやすく整理すること。</li> </ul>